

民事裁判手続のデジタル化

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月成立）と民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年6月成立）が、令和10年6月までの間に段階的に施行されます。

民事訴訟、民事執行、倒産手続、家事事件といった民事裁判手続の全面的なデジタル化が実現することになります。

民事訴訟法、民事執行法などの法律が改正され、令和10年6月までの間に段階的に施行されます。



●ウェブ会議等の活用

ウェブ会議等によって参加できる裁判所の手続を拡大

●インターネットを利用した申立て等

インターネットによる訴えの提起、申立書の提出等が一律に可能に

●事件記録の電子化

当事者等はオンラインで事件記録にアクセスし、閲覧やダウンロードをすることが可能に

民事訴訟（口頭弁論） 令和6年3月1日～
その他の手続 令和8年5月までに段階的に拡大

民事訴訟
令和8年5月まで
その他の手続
令和10年6月まで
※具体的な施行日は今後政令で決定



改正の内容については次のホームページをご覧ください。

●「民事訴訟法等の一部を改正する法律について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html

●「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00336.html

法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111（代） 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp>

